

2026 春闘速報

石狩地域 2026 春季生活闘争闘争委員会

2026年 8月10日発第23号 発行責任者 山口裕一 Tel011-210-1212 Fax011-210-0606

北海道の最低賃金は1,131円！

現行 1,075 円から 56 円引き上げ、10 月 1 日発効予定

北海道地方最低賃金審議会は 8 月 5 日、第 3 回審議会を開催し、2026 年度の北海道最低賃金を現行の 1,075 円から 56 円引き上げ、1,131 円とすることで答申しました。発効日は法定どおり 10 月 1 日発効予定です。

■北海道最低賃金 56 円の引き上げ 16 年ぶりとなる「公労使」の全会一致で結審！

本年度の改正審議は、2026 年春季生活闘争で前年並みの賃上げだったことや、消費者物価指数が全国平均より高いものの、前年と比較すると上昇率が緩やかであること、さらには北海道の景況を示す指標が全国と同等あるいはやや高い水準となっていること、地域間格差是正などを踏まえ、真摯に議論をした結果と受け止める。また、使用者代表委員の賛成もあり、16 年ぶりとなる全会一致での審議結果については率直に評価したい。

本年度、中央最低賃金審議会では、地域別最低賃金の改定目安額について A ランクが 54 円、B・C ランクが 56 円と現在のランク制で初めて B・C ランクの両方が A ランクを金額で上回った中での、本格的な金額審議が行われた。

北海道地方最低賃金審議会専門部会で労働者代表委員は、連合北海道 2026 年春季生活闘争集計結果の時間給労働者の引上げ額や率を基に金額提示をしてきた。また、最低賃金近傍で働く者に大きく影響を与える食料品の物価が全国平均より高いこと、最低賃金の全国平均額との額差を縮めることなどを主張し、北海道においては目安額以上での改定を求めてきた。

目安金額どおりの引上げ額となる 56 円での結審は、引上げ額が過去 2 番目に高いことや影響率が全国平均より高い傾向にある北海道において、最低賃金改定による底上げが何より重要であり、全労働者の概ね 4 人に 1 人が改善されることは評価できる。

連合北海道は、労働者が安心して生活ができる社会の実現、とりわけ労働組合を結成できない労働者や連合などに参加していない労働者を含めた社会全体の賃金の引上げに向けて、今後もあらゆる機会を通じて企業間取引における価格転嫁の重要性を訴え続けるとともに、企業における各種助成制度の活用を拡大するためのさらなる情報発信や制度の見直しなども求め続け、9 月から始まる特定（産業別）最低賃金の引き上げについても全力を挙げて取り組んでいく。

【2026 年度北海道地方最低賃金改定に関する連合北海道事務局長談話】

～2026 年度北海道最低賃金の取り組みを終えて～

本年度の北海道地方最低賃金改定の取り組みは収束となります。産別・単組、各地区連合・区連合、各級議員や多くの皆様には、地方議会における意見書採択、審議会やマ場に向けた F A X 行動・街頭集会の取り組みへのご協力に感謝申し上げます。今後は、改正された最低賃金の履行確保、法令遵守、さらに中小企業の経営環境がより強固となるよう政府施策の早期かつ確実な実施と賃上げ原資確保に向けた環境整備、9 月から始まる特定（産業別）最低賃金の引き上げを強く求めていきます。